

長野県景観条例に基づく「景観育成重点地域」で届出が必要な行為

(飯山市は全域が「高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域」に指定されています)

| 届 出 行 為 の 種 類 | | | 届 出 を 要 す る 規 模 | | |
|--|-----|--|-------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|
| 建築物等 | 建築物 | | 新築・増築・ 改築・移転 | 床面積の合計が20㎡を超えるもの または高さ13mを超えるもの | |
| | | | 外観変更 | 変更面積が25㎡を超えるもの | |
| | 工作物 | ・煙突 ・鉄柱・木柱類 ・高架水槽類等 | | 新築・増築・ | 高さ5mを超えるもの |
| | | ・電気供給等施設 | | 改築・移転・ | 高さ8mを超えるもの |
| | | ・広告塔、広告板類 | | 外観変更 | 高さ5mまたは表示面積3㎡を超えるもの |
| | | ・プラント類 ・飼料、燃料等貯蔵施設類 ・ゴミ焼却場、汚物処理施設類 | | | 築造面積20㎡を超えるもの または高さ13mを超えるもの |
| | | | | | |
| 土地の形質の変更 | | | 面積300㎡を超えるもの | | |
| 土石類の採取 | | | または生じる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの | | |
| 屋外における物品の集積又は貯蔵 | | | 高さ3mを超えるもの または集積・貯蔵面積が100㎡を超えるもの | | |
| 屋外における広告物の表示 または上記建築物、工作物における公衆の関心を引くための形態、色彩、意匠等 | | | 表示面積3㎡を超えるもの | | |

届出の適用除外となる主な行為

- ・ 非常災害のために必要な応急措置、仮設の建築物等の新築
- ・ 土地の形質の変更で農林漁業を営むために行うもの
- ・ 屋外における物品の集積又は貯蔵で、農林漁業を営むために行うもの、集積又は貯蔵の期間が30日を超えて継続しないもの
- ・ 屋外における広告物の表示又は掲出で、営利を目的としないもの、表示又は掲出の期間が30日を超えて継続しないもの
- ・ 河川法、文化財保護法、屋外広告物条例など法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為